

韓国法令集¹

1、電子商取引法

第2条（定義）

この法律で使用される用語の意味は次の通りである。

1. 「電子商取引」とは、電子取引（「電子文書及び電子取引基本法」第2条第5号に基づく電子取引をいう。以下、同じ。）の方法で商行為を行うことをいう。

2. 「通信販売」とは、郵便、電子通信その他総理令で定める方法により、財貨又は役務（一定の施設を利用し、又は役務の提供を受ける権利を含む。以下、同じ。）の販売することをいう。但し、「訪問販売等に関する法律」第2条第3号の規定による電話勧誘販売は、通信販売の範囲から除外する。

3. 「通信販売業者」とは、通信販売を業とする者又は彼との約定により、通信販売業務を遂行する者をいう。

4. 「通信販売仲介」とは、サイバーモール（コンピュータ等の情報通信設備を利用して財貨などを取引することができるように設定された仮想の営業場をいう。以下、同じ。）の利用を許可し又は、その他、総理令で定める方法で、取引当事者間の通信販売を斡旋する行為をいう。

5. 「消費者」とは、次の各目のいずれかに該当する者をいう。

イ、事業者が提供する財貨などを消費生活のために使用（利用を含む。以下、同じ。）する者

ロ、イ目以外の者として、事実上イ目の者と同様の地位及び取引条件で取引する者など、大統領令で定める者

6. 「事業者」とは、物品を製造（加工又は包装を含む。以下、同じ。）輸入・販売し、又は役務を提供する者をいう。

第4条（他の法律との関係）

電子商取引又は通信販売における消費者保護に関して、この法律と他の法律が競合する場合には、この法律を優先して適用する。但し、他の法律を適用するのが消費者に有利な場合は、その法律を適用する。

¹ 韓国法令に関して、政府により公表されている英訳、和訳の条文がないものについては、参考のために当法人において訳したものであり、必ずしも正確でない可能性がある。なお、韓国法制研究院の大韓民国英文法令サイト (http://elaw.klri.re.kr/kor_service/main.do) で、韓国法令の英訳サービスを提供しているが、最近改正された法令（訪問販売法、電子商取引法、消費者基本法）の場合、そのアップデートが遅れている問題があり、また最新の英訳がある場合（割賦取引法）でも、ダウンロードができない問題がある。従って、ここでは、割賦取引法やその施行令の英訳をリンクしておくこととする。割賦取引法・施行令 http://elaw.klri.re.kr/kor_service/lawTwoView.do?hseq=20102

第6条（取引記録の保存など）

①事業者は電子商取引及び通信販売における表示・広告、契約内容及びその履行などの取引に関する記録を相当の期間保存しなければならない。この場合、消費者が容易に取引記録を閲覧・保存することができる方法を提供しなければならない。

②第1項により消費者が保存しなければならない取引記録及びそれと関連する個人情報（氏名、住所、住民登録番号など取引の主体を識別することができる情報に限定する）は、消費者が個人情報の利用に関する同意を撤回する場合においても、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」など大統領令で定める個人情報保護と関連する法律の規定にかかわらず、これを保存することができる。

③第1項により事業者が保存する取引記録の対象、範囲、期間及び消費者に提供する閲覧・保存の方法などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第9条（配送事業者等の協力）

①電子商取引や通信販売により、財貨などを配送〔「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号の情報通信網（以下、「情報通信網」という。）を通じた伝送を含む。〕する事業者は、配送事故や配送障害などによって紛争が発生した場合には、大統領令で定めるところにより、その紛争の解決に協力しなければならない。

②ホスティングサービス（事業者が電子商取引を行うことができるようサイバーモールの構築及びサーバーの管理などを提供するサービスをいう。以下、この条において同じ。）を提供する者は、事業者とホスティングサービスに関する利用契約を締結する場合、事業者の身元を確認するための措置を講じなければならない。

③事業者と消費者との間で紛争が生じた場合、ホスティングサービスを提供する者は、次の各号のいずれかに該当する者の要求に応じて、事業者の身元情報など大統領令で定める資料を提供することによって、その紛争の解決に協力しなければならない。

公正取引委員会

特別市長、広域市長、道知事、特別自治道知事（以下、「市・道知事」という。）、又は、市長、郡守、区庁長（自治区の区庁長をいう。以下、同じ。）

捜査機関

紛争の当事者である消費者

その他紛争解決のために必要と認められ、大統領令で定めた者

第22条（休業期間等における申込撤回などの業務処理）

①通信販売業者は、休業期間や業務停止期間においても第17条第1項及び第3項の規定による申込撤回などの業務と、第18条第1項ないし第5項までの規定による申込撤回などに伴う代金の返金と関連する業務を継続しなければならない。

②通信販売業者が廃業申告をしていない状態で破産宣告を受けるなど、実質的に営業をすることができないと判断される場合には、第12条第1項の規定による申告を受けた公正取

引委員会又は特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、職権で申告事項を抹消することができる。

第 24 条の 2（購買勧誘広告時の遵守事項など）

①電子商取引を行う事業者又は通信販売業者が電話、ファックス、パソコン通信又は電子メール等を利用して、財貨を購入し、又は役務の提供をうけるように勧誘する行為（以下、「購買勧誘広告」という。）を行う場合、この法律と「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」等の関連法律の規定を遵守しなければならない。

②公正取引委員会は、第 1 項に違反し、購買勧誘広告をした電子商取引を行う事業者又は通信販売業者に対する是正措置をとるために、放送通信委員会など関連機関に違反者の身元情報を要求することができる。この場合、身元情報の要求は公正取引委員会が違反者の身元情報を確保することが困難な場合に限定し、放送通信委員会など関連機関は「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第 64 条の 2 第 1 項の規定にも関わらず、公正取引委員会に違反者の身元情報を提供することができる。

第 26 条（違反行為の調査など）

①公正取引委員会、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は当該法律違反した事実があると認識したときには、職権を用いて必要な調査を行うことができる。

②市・道知事又は市長・郡守・区庁長が第 1 項の規定による調査を行うには、予め市・道知事は公正取引委員会に、市長・郡守・区庁長は公正取引委員会及び市・道知事に通報するものとし、公正取引委員会は、調査などが重複する恐れがある場合には、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に調査の中止を要求することができる。この場合、中止要求を受けた市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、相当な理由がなければ、その調査を中止しなければならない。

③公正取引委員会、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 1 項又は第 2 項の規定により調査を行った場合には、その結果（調査の結果、是正措置命令など処分をしようとする場合には、その処分の内容を含む。）を当該事件の当事者に書面にて通知しなければならない。

④何人も、この法律の規定に違反する事実があると認めるときは、その事実を公正取引委員会、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に申告することができる。

⑤公正取引委員会、この法律を違反する行為が終了した日から 5 年が経過した場合には、その違反行為に対し、第 32 条第 1 項の規定による是正措置を命じず、又は第 34 条の規定による課徴金を賦課しない。但し、第 33 条第 1 項による消費者被害紛争調停機構の勧告案又は調停案を当事者が受諾したが、これを履行しない場合には、この限りではない。

⑥公正取引委員会は、第 1 項の調査のために「消費者基本法」第 33 条による韓国消費者院と合同で調査チームを構成することができる。この場合、調査チームの構成や調査に関する具体的な方法と手順、その他必要な事項は、大統領令で定める。

⑦公正取引委員会は、第6項の調査活動に参加する韓国消費者院の役職院に予算の範囲内で手当や旅費を支払うことができる。

第31条（違反行為の是正勧告）

①公正取引委員会又は地方自治団体の長（市・道知事、市長・郡首・区庁長）は、事業者がこの法律を違反する行為をし、又はこの法律による義務を履行しない場合は、第32条の是正措置を命じるに先立って、その事業者がその違反行為を中止し、又はこの法律で規定された義務若しくは第32条による是正のために必要な措置を履行するよう是正方案を設け、当該事業者に対し、これに従うよう勧告することができる。この場合、その事業者が勧告を受諾すると、第3項による是正措置を命じたものとみなす旨を共に知らせなければならない。

②第1項により是正勧告を受けた事業者は、その通知を受けた日から10日以内に、その勧告をした行政庁に、その勧告の受諾いかんを知らせなければならない。

③第1項により是正勧告を受けた者が、その勧告を受諾すると、第32条による是正措置を命じたものとみなす。

第32条（是正措置など）

①公正取引委員会は、事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をし、又はこの法律による義務を履行しない場合は、当該事業者にその是正措置を命じることができる。

1. 本法に違反する行為（条文省略）
2. 本法の禁止行為（第21条第1項各号）のいずれかに該当する行為

②第1項による是正措置は、次の各号のいずれかに該当する措置をいう。

1. 当該違反行為の中止
2. この法律に規定された義務の履行
3. 是正措置を受けた事実の公表
4. 消費者被害の予防及び救済に必要な措置
5. その他違反行為の是正のために必要な措置

③第2項第3号による是正措置を受けた事実の公表に必要な事項と、同項第4号による消費者被害の予防及び救済に必要な措置の具体的な内容は、大統領令（施行令）で定める。

④公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大統領令で定めるところにより、1年以内の期間を定め、その営業の全部又は一部の停止を命じることができる。

1. 第1項による是正措置命令にもかかわらず、違反行為が繰り返される場合
2. 是正措置命令による履行をしない場合
3. 是正措置だけでは、消費者被害の防止が顕著に困難であると判断される場合

第33条（消費者被害紛争調停の要請）

①公正取引委員会又は地方自治団体の長は、電子商取引若しくは通信販売における〔事業

者による] この法律の違反行為と関連して消費者の被害救済申請があった場合は、第 31 条による是正勧告若しくは第 32 条による是正措置などに先立って、電子商取引・通信販売における消費者保護関連業務を遂行する機関若しくは団体など大統領令で定める「消費者被害紛争調停機構」に調停を依頼することができる。

②公正取引委員会又は地方自治団体の長は、消費者被害紛争調停機構の勧告案又は調停案を当事者が受諾し履行した場合は、第 32 条による是正措置をしない旨を当事者に知らせなければならない。

③消費者被害紛争調停機構の勧告案又は調停案を当事者が受諾し履行した場合は、大統領令の定めるところにより、第 32 条による是正措置をしない。

④公正取引委員会は、第 1 項により紛争調停を依頼する場合は、予算の範囲内でその紛争調停に必要な予算を支援することができる。

⑤消費者被害紛争調停機構は、紛争の調停が成立した場合はその結果を、調停が成立しなかった場合はその経緯を、遅滞なく、調停を依頼した公正取引委員会又は地方自治団体に報告しなければならない。

第 34 条（課徴金）

①公正取引委員会は、第 32 条第 4 項による営業停止が消費者などに著しく不便を与える恐れがあると認める場合は、その営業の全部若しくは一部の停止に代わって、当該事業者に対し、大統領令で定める違反行為に係る売上額を超えない範囲内で、課徴金を賦課することができる。この場合、関連売上額がない場合や売上額を算定できない場合などは、5 千万ウォンを超えない範囲で、課徴金を賦課することができる。

②公正取引委員会は、第 1 項によりその営業の全部若しくは一部の停止に代わって課徴金を賦課する判断基準を定め、告示することができる。

③公正取引委員会は第 1 項による課徴金を賦課するときは、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 違反行為による消費者被害の程度
2. 消費者被害に対する事業者による補償のための努力の程度
3. 違反行為で取得した利益の規模
4. 違反行為の内容・期間及び回数など

④公正取引委員会は、この法律を違反した事業者である会社が合併した場合は、その会社の違反行為を合併後存続する会社、若しくは合併で設立した会社の行為とみなし、課徴金を賦課・徴収することができる。

⑤第 1 項による課徴金の納付期限の延長、分割納付、課徴金の徴収及び滞納・還付処分については、「独占規制及び公正取引に関する法律」第 55 条の 4 ないし第 55 条の 6 の規定を準用する。

2、電子商取引法施行令

第 21 条の 2 (遅延賠償金の利率)

法第 18 条第 2 項後段で「大統領令で定める利率」とは、年 100 分の 20 をいう。

第 33 条 (消費者被害の予防及び救済に必要な措置)

②法第 32 条第 3 項による消費者被害の予防及び救済に必要な措置は、次の各号のとおりである。

1. 事業者と消費者との間で発生する紛争又は苦情処理に必要な人力若しくは設備を具備するよう義務を賦課する措置
2. 代金の返金の拒絶又は遅延の場合、財貨等を返還してもらった日から 3 営業日を超過した時点から措置時点までの期間に対し、第 21 条の 2 による利率 (年 20%) を掛けて算定した利子を加えた金額の返金措置
3. 財貨等の交換を拒絶している場合、交換措置

第 35 条 (消費者被害紛争調停機構)

法第 33 条第 1 項で「大統領令で定める消費者被害紛争調停機構」とは、次の各号の機構をいう。

1. 消費者紛争調停委員会
2. 電子取引紛争調停委員会
3. コンテンツ紛争調停委員会
4. その他消費者保護関連法令により設置・運営される紛争調停機構

第 36 条 (紛争調停案の受諾及び履行の際、是正措置しない手続など)

①法第 33 条による紛争調停の当事者は、紛争調停機構の勧告案又は調停案を履行したことを確認する書類を、その履行の日から 10 日以内に公正取引委員会に提出し、法第 32 条による是正措置をしないという確認を要請することができる。

②第 1 項の要請を受けた公正取引委員会は、是正措置をしない対象などを事業者に通知しなければならない。

第 37 条 (課徴金の徴収手続)

①公正取引委員会は、課徴金を賦課する際には、その違反行為の種類と課徴金の金額などを明確に記録した書面にて通知しなければならない。

②第 1 項の規定により通知を受けた者は、通知を受け取った日から 60 日以内に、公正取引委員会が指定する収納機関に課徴金を支払わなければならない。但し、天災地変やその他のやむを得ない事由により、当該期間中に課徴金を支払えないときは、その事由がなくなった日から 30 日以内に支払わなければならない。

第 38 条（課徴金賦課のための違反行為に係る売上額の算定）

①法第 34 条第 1 項で「大統領令で定める違反行為に係る売上額を超えない範囲内」とは、次の各号のいずれかに該当する金額を言う。ただし、当該違反行為が第 1 号から第 3 号までの規定のうち二つ以上該当する場合は、そのうち大きい金額をいう。

1. 当該違反行為が売上若しくは消費者被害発生の直接的な原因でない場合は、当該違反行為の発生時点からその終了時点までの売上額の 100 分の 10 に該当する金額。ただし、違反行為が特定分野に限定される場合は、当該分野の売上額を基準とする。

2. 当該違反行為が売上の直接的な原因になった場合は、当該違反行為と相当因果関係のある売上額全額に該当する金額

3. 当該違反行為が消費者被害の直接的な原因になった場合は、当該違反行為によって被害が発生した売上額全額に該当する金額

②法第 34 条第 1 項による課徴金の賦課基準は、別表 2 の通りである。

③公正取引委員会は、この令で規定した事項以外に、課徴金の賦課に必要な細部基準を定め、告示することができる。

【別表 2】 課徴金の賦課基準（施行令第 38 条第 2 項関連）

1. 課徴金の算定基準

課徴金は、法第 34 条第 3 項各号で定める考慮事由と、これに影響を与える事項を参考して算定することとし、違反行為の類型による基本算定基準に、違反行為の期間及び消費者被害の程度による調整、事業者の補償努力の程度などによる調整を経て、賦課課徴金を算定する。

ア. 基本算定基準

1) 違反行為をした事業者の一日当たり平均関連売上額の 100 分の 30 に該当する金額に、令第 34 条及び別表 1 の営業停止の処分基準で定める営業停止日数（1 月は 30 日とする）をかけた金額とする。

2) 営業中断などにより売上実績がない場合や、災害などにより売上額の算定資料が消滅若しくは毀損され客観的な売上額の算定が難しい場合など、関連売上額の算定が困難な場合には、上記営業停止期間に 1 日当たり 50 万ウォンをかけて算定し、その最大金額は 5 千万ウォンとする。

3) 1 日当たり平均関連売上額は、違反行為をした事業者の違反期間（違反行為の開始日から終了日までの期間）の間の関連売上額を違反期間の日数で割った金額をいう。

イ. 消費者被害の程度などによる調整（以下「1 次調整」という）

法第 34 条第 3 項第 1 号による消費者被害の程度及び第 4 号による違反行為の期間によって、それぞれ基本算定基準の 100 分の 50 の範囲で、公取委が定めて告示する基準によって調整する。

ウ. 違反事業者の補償努力などによる調整（以下「2 次調整」という）

法第 34 条第 3 項第 2 号による事業者の補償努力の程度、第 3 号による違反行為によって取得した利益の規模及び法第 34 条第 3 項各号に影響を与える違反事業者の故意・過失、違反行為の性格と事情などの事由を考慮して、1 次調整された算定基準の 100 分の 50 の範囲で公取委が定めて告示する基準によって調整する。

エ. 賦課課徴金

1) 違反事業者の現実的な負担能力やその違反行為が市場に与える効果、その他市場又は経済条件などを十分反映できず、加重であると認められる場合は、2 次調整された算定基準の 100 分の 50 の範囲で減額して賦課課徴金と定めることができる。ただし、違反事業者の課徴金の納付能力の著しい欠如、違反事業者の属する市場・産業条件の著しい変動又は持続的悪化、経済危機、その他これに準じる事由で、やむを得ず 100 分の 50 を超えて減額することが妥当であると認められる場合は、100 分の 50 を超えて減額することができる。2 次調整された算定基準を減額する場合は、公取委の議決書にその理由を明示する。

2) 違反事業者の債務状態が支払不能又は支払停止の状態にあるか、負債の総額が資産の総額を超えるなどの事由で、違反事業者が客観的に課徴金を納付する能力がないと認められる場合は、課徴金を免除することができる。

2. 課徴金の細部基準

1 次調整及び 2 次調整、その他課徴金の賦課に関して必要な細部的な基準と方法などに関する事項は、公取委が定めて告示する。

* 電子商取引法の違反事業者に対する課徴金賦課基準告示〔省略〕

3、公正取引委員会

第 55 条の 4 (課徴金納付期限の延長及び分割納付)

① 公正取引委員会は、課徴金の金額が大統領令で定める基準を超える場合であって、次の各号の 1 に該当する事由により課徴金賦課の賦課を命じられた者（以下、「課徴金納付義務者」という。）が課徴金の金額を一括して納付することが困難であると認められるときは、その納付期限を延長するか、若しくは分割して納付させることができる。この場合、必要と認められるときは、担保を提供させることができる。

災害又は盗難などで財産に著しく損失を受けた場合

事業環境の悪化で事業が重大な危機に瀕した場合

課徴金の一括納付により資金事情に著しい困難が予想される場合

その他、第 1 号ないし第 3 号に準ずる事由がある場合

② 課徴金納付義務者が第 1 号の規定による課徴金納付期限の延長又は分割納付を申請しようとする場合には、課徴金納付の通知を受けた日から 30 日以内に、公正取引委員会に申請しなければならない。

③ 公正取引委員会は、第 1 項の規定により納付期限が延長され、又は分割納付が許可された課徴金納付義務者が、次の各号の 1 に該当するときは、その納付期限の延長又は分割納

付の決定を取消し、一度に徴収することができる。

1. 分割納付が決定された課徴金をその納付期限内に納付しなかったとき
 2. 担保の変更、その他担保の保全に必要な、公正取引委員会の命令を履行しないとき
 3. 強制執行、競売の告示、破産宣告、法人の破産、国税又は地方税の滞納処分を受けたときなど、課徴金の全部又は残余分を徴収することができないと認められるとき
- ④第1項ないし第3項の規定による徴収金納付期限の延長又は分割納付等について、必要な事項は大統領令で定める。

第55条の5（課徴金の連帯納付義務）

①課徴金を賦課された会社である事業者が、分割又は分割合併された場合（賦課日に分割又は分割合併された場合を含む。）は、その課徴金は次の各号の会社が連帯して納付する責任を負う。

分割される会社

分割又は分割合併により設立される会社

分割される会社の一部が他の会社と合併して、当該他の会社が存続する場合における当該他の会社

②課徴金を賦課された会社である事業者が、分割又は分割合併により解散した場合（賦課日に解散した場合を含む。）は、その課徴金は次の各号の会社が連帯して納付する責任を負う。

分割又は分割合併により設立される会社

分割される会社の一部が他の会社と合併して、当該他の会社が存続する場合における当該他の会社

第55条の6（課徴金の徴収及び滞納処分）

①公正取引委員会は、課徴金納付義務者が、納付期限内に課徴金を納付しない場合には、納付期限の次の日から納付した日までの期間に対し、年100分の40の範囲内で「銀行法」第2条の規定による銀行の延滞利率を考慮して、大統領令で定めるところにより、加算金を徴収する。この場合、加算金を徴収する期間は、60ヵ月を超過してはならない。

②公正取引委員会は、課徴金納付義務者が、納付期限内に課徴金を納付しないときは、期間を定めて督促し、その指定した期間内に課徴金及び第1項の規定による加算金を納付しないときは、国税滞納処分の例に従って、これを徴収することができる。

③公正取引委員会は、第1項及び第2項の規定による課徴金及び加算金の徴収又は滞納処分に関する業務を国税庁長に委託することができる。

④公正取引委員会は、滞納された課徴金の徴収のために必要であると認められる場合には、国税庁長に対し、課徴金を滞納した者に対する国税課税に関する情報の提供を要請することができる。

⑤課徴金業務を担当する公務員は、課徴金の徴収のために必要なときは、登記所その他関

係機関の長に、無料で必要な書類の閲覧や謄写又はその謄本もしくは抄本の交付を請求することができる。

⑥課徴金の徴収に関する必要な事項は、大統領令で定める。

4、国税徴収法

第 24 条（差押）

①税務署長（滞納期間及び滞納金額を考慮して、大統領令で定める滞納者の場合には、地方国税庁長を含む。以下、同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付者の財産を差し押さえる。

納付者が督促状（納付催告書を含む）を受けてから、指定された期間で国税と加算金を完納していない場合

第 14 条第 1 項により、納税者が納期前に納付の告知を受けてから、指定された期限まで完納していない場合

②税務署長は、納税者に第 14 条第 1 項の各号のいずれかに該当する事由があつて、国税が確定された後は、その国税を徴収できないと認めるときには、国税で確定されると推定される金額の限度で、納税者の財産を差し押さえることができる。

③税務署長は、第 2 項により財産を差し押さえるときには、予め地方税庁長の承認を受けなければならない。

④税務署長は、第 2 項により財産を差し押さえるときには、当該納税者に文書で通知しなければならない。

⑤税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときには、第 2 項による財産の差押を直ちに解除しなければならない。

第 4 項による通知を受けた者が、納税担保を提供し、差押の解除を要求してきた場合

差し押さえた日から 3 ヶ月が経過するまで、差し押さえによって徴収しようとする国税を確定しない場合

⑥税務署長は、第 2 項によって差し押さえた財産が、金銭、納付期限内に取り立てうる預金又は有価証券である場合、納税者の申請があるときは、確定された国税にこれを充当することができる。

5、訪問販売法

第 13 号（多段階販売業者の登録等）

①多段階販売業者は、大統領令で定めるところにより、次の各号の書類を揃えて、公正取引委員会又は特別市長・広域市長・特別自治市長・都知事・特別自治都知事（以下、「市・都知事」という。）に登録しなければならない。

1. 商号、住所、電話番号及び電子メールアドレス（法人の場合は、代表者の氏名、住民

登録番号及び住所を含む。)などを記した申請書

2. 資本金が3億ウォン以上で補償保険契約等の締結を証明する書類
3. 第37条による消費者被害
4. 後援手当の算定及び支払い基準に関する書類
5. 在庫管理、後援手当の支払いなど販売の方法に関する事項を記した書類
6. その他、多段階販売者の身元を確認するために必要な事項であって大統領令で定める書類

②多段階販売業者、第1項により登録した事項の中、同項の第1号から第4号までの事項に変更された場合には、大統領令で定めるところにより、申告しなければならない。

③多段階販売業者は、休業もしくは廃業をし、又は休業後に営業を再開するときには、大統領令で定めるところにより、これを申告しなければならない。廃業を申告すれば第1項による登録はその効力を失う。但し、廃業申告の前に登録取消の要件に該当する場合には、廃業申告日に登録が取消されたとみなす。

④公正取引委員会は、多段階販売業者に対する次の各号の情報を大統領令で定めるところにより、公開しなければならない。但し、多段階販売業者の経営上・営業上秘密に関する事項であって、公開された場合、多段階販売業者の正当な利益を著しく害する恐れがあると認められる情報、及び個人に関する事項であって、公開された場合、私生活の秘密又は自由を侵害する恐れがあると認められる情報の場合には、この限りではない。

1. 第1項により登録した事項
2. その他公正取引委員会が公正取引秩序の確立及び消費者保護のために必要であると認める事項

⑤公正取引委員会は、第4項による情報公開のために必要な場合、多段階販売業者に関連する資料の提出を要求することができる。この場合、多段階販売業者は、正当な事由がなければ、これに従わなければならない。

第14条（欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する個人又は法人は、第13条による登録をすることができない。

1. 次の各目のいずれかに該当する個人、又はその個人が役員である法人
 - イ、未成年者・限定治産者又は禁治産者
 - ロ、破産宣告を受けて復権されていない者
 - ハ、この法律を違反して懲役刑を宣告され、その執行が終わり（執行が終わったとみなす場合を含む。）、又は執行が免除された日から5年が経過していない者
 - ニ、この法律を違反して刑の執行猶予の宣告を受け、その猶予期間中にいる者
2. 次の各目のいずれかに該当する者が支配株主である法人
 - イ、この法律を違反して懲役の実刑を宣告され、その執行が終わり（執行が終わったとみなす場合を含む。）、又は執行が免除された日から5年が経過していない者
 - ロ、この法律を違反して刑の執行猶予を宣告され、その猶予期間中にいる者

3. 第 49 条第 5 項により登録が取消された後、5 年が経過していない個人又は法人

第 22 条（多段階販売員の登録及び脱退等）

- ①多段階販売業者は、多段階販売員になろうとする者又は多段階販売員に対し、登録、資格維持又は有利な後援手当の支払基準の適用を条件として、過当な財貨等の購入など大統領令で定める基準を超えた負担を負わせることはできない。
- ②多段階販売業者は、多段階販売員に対し、一定数の下位販売員を募集するよう義務を負わせ、又は特定人をその同意なしに自分の下位級販売員として登録してはならない。
- ③多段階販売業者は、多段階販売員が第 15 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、その多段階販売員を脱退させなければならない。
- ④多段階販売員は、いつでも多段階販売業者に脱退意思を表示して脱退することができ、多段階販売業者は、多段階販売員の脱退に条件を付加してはならない。
- ⑤多段階販売業者は、脱退した多段階販売員の販売行為等によって消費者被害が発生しないよう、多段階販売員手帳を回収するなど、必要な措置を講じなければならない。

第 23 条（禁止行為）

- ①多段階販売業者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
 1. 財貨等の販売に関する契約の締結を強要し、又は申込撤回などもうしくは解約を妨害する目的で相手方を脅かす行為
 2. 虚偽又は誇張された事実を知らせ、もしくは欺瞞的な方法を用いて相手方との取引を誘導したり、申込撤回など又は解約を妨害したりする行為、又は財貨などの価格・品質などに関する虚偽事実を知らせ、もしくは実際より著しく優良もしくは有利であると誤認させることができる行為
 3. 申込撤回など又は解約を妨害する目的で、住所・電話番号などを変更する行為
 4. 紛争や苦情処理に必要な人力又は施設の不足した状態を相当な期間、放置して相手方に被害を与える行為
 5. 相手方申込がないにもかかわらず、一方的に財貨等を供給し、財貨等の代金を請求するなど、相手方に財貨などを強引に販売し、又は下位販売員に財貨などを販売する行為
 6. 消費者が財貨を購入し、又は役務の提供を受ける意思がないことを明らかにしたにもかかわらず、電話、ファックス、パソコン通信等を用いて、財貨を購入し、又は役務の提供を受けるよう強要する行為
 7. 多段階販売業者に雇われていない多段階販売員を多段階販売業者に雇われた者と五人させ、又は多段階販売員に登録していない者を多段階販売員として活動させる行為
 8. 第 37 条による消費者被害補償保険契約等を締結せず営業する行為
 9. 相手方に販売する個別の財貨等の価格を大統領令で定める金額を超過するよう定めて販売する行為
 10. 本人の許諾を受けず、又は許諾された範囲を超えて、消費者に関する情報を利用する

行為。但し、次の各目のいずれかに該当する場合を除く。

イ、財貨などの配送など、消費者との契約を履行するためにやむをえない場合であつて、大統領令で定める場合

ロ、財貨などの取引による代金を精算するために必要な場合

ハ、盗用を防止するために本人であることを確認するときに必要な場合であつて、大統領令で定める場合

ニ、法律の規定又は法律によって必要なやむをえない事由がある場合

11. 多段階販売組織及び多段階販売員の地位を譲り渡し・譲り受ける行為。但し、多段階販売員の地位を相続する場合又は事業の譲り渡し・譲り受ける・合併の場合には、この限りではない。

②多段階販売業者は、多段階販売員をして第1項の禁止行為をするように教唆し、又は幫助させてはならない。

③公正取引委員会は、この法律の違反行為の防止及び消費者被害の予防のために、多段階販売業者が遵守すべき基準を定めて告示することができる。

第48条（違反行為の是正勧告）

①行政庁は、事業者がこの法律を違反する行為をし、又はこの法律による義務を履行しない場合は、第49条の是正措置を命じるに先立って、その事業者が当該行為の中止、この法律による義務の履行、その他消費者被害の予防及び救済に必要な措置をするよう是正方案を設け、当該事業者に対し、これに従うよう勧告することができる。この場合、その事業者が当該勧告を受諾した場合は、第3項により是正措置が下されたものとみなす旨を共に通知しなければならない。

②第1項により是正勧告を受けた事業者は、その通知を受けた日から10日以内に、その勧告をした行政庁に、その勧告を受諾するか否かを通知しなければならない。

③第1項により是正勧告を受けた事業者が、その勧告を受諾したときは、第49条による是正措置が下されたものとみなす。

第49条（是正措置など）

①公正取引委員会は、事業者が次の各号のいずれか（第29条第3項により準用される場合を含む）に該当する行為をし、又はこの法律による義務を履行しない場合は、当該事業者等にその是正のための措置を命じることができる。

1. 本法に違反する行為（条文省略）
2. 本法の定める禁止行為をした場合
3. 本法第36条第2項後段により取引記録を保存しない場合

②第1項による是正のための措置は、次の各号のいずれかに該当する措置を含む。

1. 当該違反行為の中止
2. この法律に規定された義務の履行

3. 是正措置を受けた事実の公表
4. 消費者被害の予防及び救済に必要な措置
5. その他〔違反行為の〕是正のために必要な措置

③第2項第3号による是正措置を受けた事実の公表に必要な事項は、施行令（大統領令）で定める。

④公正取引委員会は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、大統領令で定めるところにより、1年以内の期間を定め、その営業の全部又は一部の停止を命じることができる。

1. 第1項による是正措置にもかかわらず、最近3年間同じ違反行為が2回以上繰り返される場合（行為の基準は処分日とする）

2. 是正措置を履行しない場合

3. 是正措置だけでは、消費者被害を防止することが困難であるか、消費者に対する被害補償が不可能であると判断される場合

⑤公正取引委員会又は市・道知事は、事業者が次の第1号に該当する場合（第29条第3項により準用される場合を含む）には、その登録を取り消すものとし、第2号ないし第4号の規定に該当する場合（第29条第3項により準用される場合を含む）には、大統領令の定めるところによりその登録を取り消すことができる。

1. 詐欺その他不正な方法で第13条第1項による登録をした場合

2. 第14条各号の欠格事由に該当するようになった場合

3. 消費者被害補償保険契約などが解約された場合

4. 営業停止期間中に営業をする場合

第50条（消費者被害紛争調停の要請）

①行政庁は、この法律の違反行為と関連して消費者の被害救済申請があった場合は、第48条による是正勧告若しくは第49条による是正措置に先立って、特殊販売に関する消費者保護関連業務を遂行する機関若しくは団体のうち、大統領令で定める「消費者被害紛争調停機構」にその調停を依頼することができる。

②行政庁は、第1項による依頼された調停案を当事者が受諾し履行した場合は、第49条による是正措置をしない旨を当事者に知らせなければならない。

③公正取引委員会は、第1項により依頼された調停案を当事者が受諾し履行した場合は、大統領令の定めるところにより、第49条による是正措置をしない。この場合、第43条第8項²は適用しない。

④公正取引委員会は、第1項により紛争調停を依頼する場合は、予算の範囲内でその紛争

² 法第43条（違反行為の調査など）⑧公正取引委員会は、この法律に違反する行為が終わった日から5年が経た場合、その違反行為に対しては第49条による是正措置を命じ、又は第51条による課徴金を賦課しない。ただし、是正措置又は課徴金賦課処分が、判決の趣旨により取り消された場合であって、その判決理由により新たな処分をする場合は、この限りでない。

の調停に必要な予算を支援することができる。

*** 施行令第 57 条（消費者被害紛争調停機構）**

法第 50 条第 1 項で「大統領令で定める消費者被害紛争調停機構」とは、次の各号の機構をいう。

1. 「消費者基本法」第 33 条により設立された韓国消費者院
2. 市・道知事が「消費者基本法」第 16 条及び同法施行令第 7 条により設立した消費者被害紛争調停機構
3. その他消費者保護関連法令により設置・運営される紛争調停機構

*** 施行令第 58 条（紛争調停案の受諾及び履行の際、是正措置しないという確認など）**

①法第 50 条による紛争調停の当事者は、紛争調停機構の勧告案又は調停案を履行したことを確認する書類を、その履行の日から 10 日以内に公正取引委員会に提出し、法第 49 条による是正措置をしないという確認を要請することができる。

②第 1 項の要請を受けた公正取引委員会は、是正措置をしない対象などを事業者に通知しなければならない。

第 51 条（課徴金）

①公正取引委員会は、第 49 条第 4 項による営業停止に代わって、当該事業者に対し、大統領令で定める違反行為に係る売上額を超えない範囲内で、課徴金を賦課することができる。この場合、関連売上額がない場合や、これを算定することができないなどの場合には、5 千万ウォンを超えない範囲で課徴金を賦課することができる。

②公正取引委員会は、第 1 項による課徴金を賦課するときは、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 違反行為による消費者被害の程度
2. 消費者被害に対する事業者による補償のための努力の程度
3. 違反行為で取得した利益の規模
4. 違反行為の内容・期間及び回数など

③公正取引委員会は、この法律を違反した事業者である会社が合併した場合は、その会社の違反行為を合併後存続する会社、若しくは合併で設立した会社の行為とみなし、課徴金を賦課・徴収することができる。

④第 1 項による課徴金の納付期限の延長、分割納付、徴収及び滞納処分については、「独占規制及び公正取引に関する法律」第 55 条の 4 ないし第 55 条の 6 の規定を準用する。

⑤第 1 項による課徴金の賦課基準は、大統領令で定める。

*** 大統領令第 59 条（課徴金の賦課及び納付）**

①公取委は、法第 51 条により課徴金を賦課するときは、その違反行為の種別と当該課徴金の金額などを明示してこれを納付することを書面で通知する。

②第 1 項により通知を受けた者は、通知を受けた日から 60 日以内に、公取委の定める収納機関に課徴金を収めなければならない。ただし、天災地変その他のやむを

えない事由でその期間内に課徴金を納めることができないときは、その事由がなくなったときから 30 日以内に収めなければならない。

***大統領令第 60 条（違反行為に係る売上額の算定）**

法第 51 条第 1 項で「大統領令で定める違反行為に係る売上額」とは、次の各号の区分による金額を言う。ただし、当該違反行為が第 1 号から第 3 号までの規定のうち二つ以上該当する場合は、そのうち大きい金額をいう。

1. 当該違反行為が売上若しくは消費者被害発生の直接的な原因でない場合：当該違反行為の発生時点からその終了時点（当該行為が課徴金の賦課処分するときまで終了していない場合は課徴金の賦課処分を命じる公取委の議決日を当該行為の終了日とみなす）までの売上額の 100 分の 10 に該当する金額。ただし、違反行為が特定分野に限定される場合は、当該分野の売上額を基準とする。
2. 当該違反行為が売上発生の直接的な原因になった場合：当該違反行為と相当因果関係のある売上額全額に該当する金額
3. 当該違反行為が消費者被害発生の直接的な原因になった場合：当該違反行為によって被害が発生した売上額全額に該当する金額

***大統領令第 61 条（課徴金の賦課基準）**

- ①法第 51 条第 5 項による課徴金の賦課基準は、【別表 3】の通りである。
- ②この令で規定した事項以外に課徴金の賦課に必要な細部基準は、公取委が定めて告示する。

***【別表 3】課徴金の賦課基準（施行令第 61 条第 1 項関連）**

1. 課徴金の賦課如何の決定

課徴金は、法第 49 条第 4 項により営業の全部又は一部の停止を命じることができる場合に賦課することができるが、次の各目のいずれかに該当する場合は、原則的に営業停止に代わって課徴金を賦課する。

ア. 営業停止が消費者に著しく不便を与え、又は公益を害する恐れのある場合

イ. 休業・廃業など当該事業者の営業が事実上停止され、営業の停止を命じる実益がない場合

ウ. 営業停止を通じた制裁効果に比べ、違反行為で取得した利益の回収など金銭的制裁がより効果的であると判断される場合

2. 課徴金の算定基準

課徴金は、法第 51 条第 2 項各号の事項と、これに影響を与える事項を考慮して算定することとし、違反行為の類型による基本算定基準に、違反行為の期間及び消費者被害の程度による調整、事業者の補償努力の程度などによる調整を経て、賦課課徴金を算定する。

ア. 基本算定基準

1) 違反行為をした事業者の一日当たり平均関連売上額の 100 分の 30 に該当する金額に、第 56 条及び別表 2 の営業停止の基準で定める営業停止日数（1 月は 30 日と

する) をかけた金額とする。

2) 営業中断などにより売上実績がない場合や、災害などにより売上額の算定資料が消滅若しくは毀損され客観的な売上額の算定が難しい場合など、関連売上額の算定が困難な場合には、上記営業停止期間に1日当たり50万ウォンをかけて算定し、その最大金額は5千万ウォンとする。

3) 1日当たり平均関連売上額は、違反行為をした事業者の違反期間(違反行為の開始日から終了日までの期間)の間の関連売上額を違反期間の日数で割った金額をいう。

イ. 消費者被害の程度などによる調整(以下「1次調整」という)

法第51条第2項第1号による消費者被害の程度及び同項第4号による違反行為の内容・期間及び回数によって、それぞれ基本算定基準の100分の50の範囲で、公取委が定めて告示する基準によって調整する。

ウ. 違反事業者の補償努力などによる調整(以下「2次調整」という)

法第51条第2項第2号による事業者の補償努力の程度、違反事業者の故意・過失、違反行為の性格と事情などの事由を考慮して、1次調整された算定基準の100分の50の範囲で公取委が定めて告示する基準によって調整する。

エ. 賦課課徴金

1) 違反事業者の現実的な負担能力やその違反行為が市場に与える効果、その他市場又は経済条件、法第51条第2項第3号による違反行為によって取得した利益の規模などを十分反映できず、加重であると認められる場合は、2次調整された算定基準の100分の50の範囲で減額して賦課課徴金と定めることができる。ただし、違反事業者の課徴金の納付能力の著しい足りなさ、違反事業者の属した市場・産業条件の著しい変動又は持続的悪化、経済危機、その他これに準じる事由で、やむを得ず100分の50を超えて減額することが妥当であると認められる場合は、100分の50を超えて減額することができる。2次調整された算定基準を減額する場合は、公取委の議決書にその理由を明示する。

2) 違反事業者の債務状態が支払不能又は支払停止の状態にあるか、負債の総額が資産の総額を超えるなどの事由で、違反事業者が客観的に課徴金を納付する能力がないと認められる場合は、課徴金を免除することができる。

3. 細部基準の制定

1次調整及び2次調整、その他課徴金の賦課に必要な細部的な基準と方法などに関する事項は、公取委が定めて告示する。

6、消費者基本法

第16条(消費者紛争の解決)

①国及び地方自治体は、消費者の苦情や被害が迅速かつ公正処理されるよう関連機関の設

置など必要な措置を講じなければならない。

②国は、消費者と事業者との間に発生する紛争を円滑に解決するために、大統領令に定めるところにより、消費者紛争解決基準を制定することができる。

③第2項の規定による消費者紛争解決基準は、紛争当事者間に紛争解決方法に関する別の意思表示がない場合に限り、紛争解決のための合意又は勧告の基準になる。

第55条（被害救済の申請など）

①消費者は、物品又は役務（以下「物品等」）の使用による被害の救済を韓国消費者院に申請することができる。

②国・地方自治団体又は消費者団体は、消費者から被害救済の申請を受けたときは、韓国消費者院にその処理を依頼することができる。

③事業者は、消費者から被害救済の申請を受けたときから、次の各号のいずれかに該当する場合に限って、韓国消費者院にその処理を依頼することができる。

1. 消費者から被害救済の申請を受けた日から30日が経過しても合意に至らなかった場合

2. 韓国消費者院に被害救済の処理を依頼することに対し、消費者と合意した場合

3. その他、韓国消費者院の被害救済の処理が必要な場合として、大統領令の定める事由に該当する場合

④韓国消費者院の院長は、第1項の規定による被害救済の申請（第2項及び第3項の規定による被害救済の依頼を含む）を受けた場合、その内容が韓国消費者院で処理することが不適合であると判断されるときは、申請人にその事由を通報し、その事件の処理を中止することができる。

第56条（違法事実の通報など）

院長は、被害救済申請事件を処理するに当たって、当事者又は関係人が法令を違反したと判断されるときは、関係機関にこれを通報し、適切な措置を依頼するものとする。ただし、次の各号の場合は、この限りでない。

1. 被害救済申請事件の当事者が被害補償に関する合意をし、法令違反行為を是正した場合

2. 関係機関で違法事実を既に認知して調査している場合

第57条（合意勧告）

院長は、被害救済申請の当事者に対し、被害補償に関する合意を勧告することができる。

第58条（処理期間）

院長は、第55条第1項ないし第3項の規定により被害救済の申請を受けた日から30日以内に、第57条の規定による合意がされないときは、遅滞なく第60条の規定による消費者

紛争調停委員会に紛争調停を申請する。ただし、被害の原因糾明などに相当な時日が求められる被害救済申請事件として、大統領令の定める事件に対しては、60日以内の範囲で、処理期間を延長することができる。

第 59 条（被害救済手続きの中止）

①韓国消費者院の被害救済の処理のための手続きが進められている途中、裁判所に訴訟を提起した当事者は、その事実を韓国消費者院に通報するものとする。

②韓国消費者院は、当事者の訴訟提起の事実を知ったときは、遅滞なく被害救済の手続きを中止し、当事者にこれを通知するものとする。

第 60 条（消費者紛争調停委員会の設置）

①消費者と事業者との間で発生した紛争を調停するために、韓国消費者院に消費者紛争調停委員会を置く。

第 65 条（紛争調停）

①消費者と事業者との間で発生した紛争に関して、国や地方自治体が設置した消費者苦情処理・被害救済機構で消費者紛争が解決されない場合や、消費者団体による合意勧告による合意がされない場合、当事者又はその機構若しくは団体の長は、消費者紛争調停委員会に紛争調停を申請することができる。

②消費者紛争調停委員会は、第 58 条又は第 1 項の規定により紛争調停の申請を受けた場合は、大統領令の定めるところに遅滞なく紛争調停の手続きを開始するものとする。

③消費者紛争調停委員会は、第 2 項の規定による紛争調停のために必要な場合は、第 61 条第 6 項の規定による専門委員会に諮問することができる。

④消費者紛争調停委員会は、第 2 項の規定による紛争調停手続きに先立ち、利害関係人・消費者団体又は関係機関の意見を聞くことができる。

⑤第 59 条の規定は、紛争調停手続きの中止に関して、これを準用する。

第 66 条（紛争調停の期間）

①消費者紛争調停委員会は、第 58 条又は第 65 条第 1 項の規定により紛争調停の申請を受けたときは、その申請を受けた日から 30 日以内にその紛争調停を終了するものとする。

②消費者紛争調停委員会は、第 1 項の規定にもかかわらず、やむをえない事情で 30 日以内にその紛争調停を終了することができない場合は、その期間を延長することができる。この場合、その事由と期限を明示して当事者やその代理人に通知するものとする。

第 67 条（紛争調停の効力など）

①消費者紛争調停委員会の委員長は、第 66 条の規定により紛争調停を終了した場合は、遅滞なく当事者にその紛争調停の内容を通知するものとする。

②第1項の規定による通知を受けた当事者は、その通知を受けた日から15日以内に、紛争調停の内容に対する受諾如何を消費者紛争調停委員会に通報するものとする。この場合、15日以内に意思表示がないときは、受諾したものとみなす。

③第2項の規定により当事者が、紛争調停の内容を受諾し、又は受諾したものとみなす場合、消費者紛争調停委員会は調停調書を作成し、消費者紛争調停委員会の委員長及び当事者が記名・捺印する。ただし、受諾したものとみなす場合は、各当事者の記名・捺印を省略することができる。

④第2項の規定により当事者が紛争調停の内容を受諾し、又は受諾したものとみなすときは、その紛争調停の内容は、裁判上の和解と同一の効力を持つ。

第69条（民事調停法の準用）

消費者紛争調停委員会の運用及び調停手続きに関して、この法律で規定していない事項については、民事調停法を準用する。

7、消費者基本法施行令

第44条（処理期間の延長）

法第58条但し書きで「大統領令で定める事件」とは、次の各号の事件をいう。

医療関連事件

保険関連事件

農業及び漁業関連事件

その他、被害の原因究明に試験検査又は調査が必要な事件

8、韓国現地調査の結果（整理）

【現地調査概要】

1. 日程：2012年8月9日 14：00～16：00

2. 訪問者：徐熙錫（釜山大学）、寺川永（関西大学）

3. 訪問先(1)韓国公正取引委員会：電子取引チーム、特殊取引課

＊対応：電子取引チーム 金ホンクン事務官

特殊取引課 李カンス・金ジュンホ事務官

(2)韓国消費者院：被害救済担当部署、紛争調停委員会事務局

【質問事項】

一 公正取引委員会

1. 是正措置の内容として追加された、「消費者被害予防及び救済制度」の立法背景

2. 課徴金の賦課現況や具体的事例

3. 行政措置と消費者紛争調停制度との連携

二 韓国消費者院

* 公取委でのインタビューの進行は、電子取引チームや特殊取引課の3人の事務官(電子商取引法・訪問販売法・割賦販売法をそれぞれ担当)が、一つの質問に対し順次答えてくれる形式だった。

【回答の整理】

一 公正取引委員会

1. 是正措置の内容として追加された、「消費者被害予防及び救済制度」の立法背景

* 立法に至る背景として、何か具体的な問題が生じていたのか。

〔電子商取引法〕

特に問題になった事件があったわけではないが、消費者からの申告があつて調査する事件のほとんどにおいて消費者が願うのは、事業者の処罰や行政による処分ではなく、自分が被った被害(特に、〔事業者による〕代金返還の拒絶、物の交換の拒絶)に対する救済であつた。そこで、被害救済のアイデアや方法を模索する中で、是正措置の内容に被害を救済するための命令を下す根拠を設けることとした。

〔訪問販売法〕

電子商取引法と同様の理由による立法がなされた。国会の答弁でも同様に答えた記憶がある。

〔割賦取引法〕

上記諸法と同様の理由によって、立法がなされた。特に、「前払式割賦契約」の解約時に、代金返還がろくになされないという問題があつた。なお、被害救済だけではなく、「予防」のための命令もできるため、是正措置の範囲がその分広がつたという側面もある。

* 前払式割賦契約の範囲：将来の葬儀又は婚礼のための役務及びこれに付随する財貨の代金を2ヶ月以上の期間にわたり2回以上に分けて支払う契約

2. 課徴金の賦課現況や具体的事例

(1) 1980年に公正取引法において課徴金制度が導入された際に、きっかけとなつた具体的な問題や事例が存在したのか。

〔回答〕

特に問題になった事件があったわけではないが、日本の独禁法上の同制度を参考して導入したとされている。

(2) 電子商取引法において課徴金制度が導入された際に、きっかけとなった具体的な問題や事例が存在したのか。

→「既に訪問販売法において課徴金制度が導入されていたから」という回答が予想されるが、そうであるならば、訪問販売法や割賦取引法、表示広告法において課徴金制度が導入されたきっかけは何だったのか。公正取引法における課徴金制度がうまく機能していた(成功していた)からなのか。

〔回答〕

特に認識されているものはない(なお、訪問販売法や割賦取引法及び電子商取引法における課徴金制度の導入経緯については、後述の回答を参照)。

なお、「表示広告法」は、もともと公正取引法上の規制対象である「不公正取引行為」の一類型であった「不当な表示広告行為」を同法から独立させ、特別法として制定(1999年)したものであるから、公正取引法上の規制手段がそのまま活用されている。課徴金制度も同様である。

*課徴金制度の制度化にあたって、参考とされたものについて

(1) 制度化の際、外国の法制度を参考にしたのか。

(2) それとも、韓国独自に制度化したものであるのか。

→仮にそうであるとしても、何か参考にするものはなかったのか。

〔回答：以上の質問を統括して〕

1. 訪問販売法・電子商取引法・割賦取引法における課徴金制度の沿革

訪問販売法において課徴金制度が導入されたのは、2002年同法の全面改正のときである。訪問販売や割賦販売、通信販売は、もともとは商工部所管の法律であった「卸売業・小売業振興法」(1986年)の中で他の営業類型とともに規律されていたが、1991年に「訪問販売法」(訪問販売・通信販売・多段階販売(連鎖販売取引)を規律)や「割賦取引法」が独立法律として制定された。この二つの法律は1999年に商工部(産業資源部)から公取委に移管された。以後、2002年に公取委は、「訪問販売法」の内容を全面改正して、訪問販売や多段階販売(連鎖販売取引)以外にも、電話勧誘販売、継続取引や事業勧誘取引をも新たな規律対象とし、また規律内容も補充した。なお、「通信販売」については「電子商取引」をも含め、その名称も「電子商取引等における消費者保護に関する法律」(以下「電子商取引法」とする)とする新たな法律を制定した(2002年)。もちろん規律体制は訪問販売法にならっている。このような経緯から、この二つの法律(訪問販売法、電子商取引法)は、その規

律形態や規制内容はほとんど同様である。是正措置としての課徴金制度も、2002年両法の制定の時に訪問販売法と共に、かつ同様の内容をもって導入された。

一方、「割賦取引法」は1991年に制定された時から民事的な内容を中心とする法律であったが、1999年に商工部から公取委に移管された後も、この点について変更はなかった。ところが、同法は、2010年に「前払式割賦契約」をその規律対象に含める全面改正を行った。そのとき、「前払式割賦契約」については、公取委による行政規制的な内容が導入されるようになり、「課徴金制度」も他の規制手段（是正勧告、是正措置、営業停止など）とともに同法に規定されるようになった。その制度モデルになったのは、既存の訪問販売法や電子商取引法である。

2. 訪問販売法・電子商取引法・割賦取引法における課徴金制度の制度モデル

そうすると「訪問販売法」や「電子商取引法」における課徴金制度の制度モデルになったのは何だったのか。それは一般に「独占規制及び公正取引に関する法律」（以下「公正取引法」）における課徴金制度であると考えられがちだが、必ずしもそうではない。というのも、公正取引法上の課徴金の賦課要件と消費者法（訪問販売法・割賦取引法・電子商取引法）上のそれとは異なるからである。すなわち、公正取引法においては、公取委は、同法の違反行為に対し課徴金を賦課することができる旨定められているが、後者においては、消費者法の違反行為に対し「営業停止命令」に代わって課徴金を賦課することができる旨定められているからである（営業停止の代替制度）。この営業停止の代替制度としての課徴金制度の沿革は、実は「卸売業・小売業振興法」（1986年）に遡る。同法上の課徴金制度は、営業停止の代替制度として、「その営業の停止又は制限が当該営業の利用者などに著しい不便を与え、又は公益を害する恐れのあるとき」は、営業停止に代わって課徴金を賦課することができる旨が定められていたのである。つまり、訪問販売法など消費者法における課徴金制度は、公正取引法ではなく「卸売業・小売業振興法」を起源とするものということができる。ただ、課徴金の賦課や徴収における手続については、公正取引法が参考になっている。その点では、消費者法上の課徴金制度は、「卸売業・小売業振興法」と公正取引法の両面から影響を受けた制度ということができよう。

このように消費者法上の課徴金制度は、国内法を参考にして導入されたものと考えられるが、制度導入に踏み切った具体的理由や外国の制度の参考如何などについては、明確に認識されていないのが現状である。

*課徴金制度が具体化されることになった背景について

〔回答：課徴金の賦課現況と最近の制度具体化の動向〕

(1) 課徴金の賦課現況

訪問販売法や電子商取引法に課徴金制度が導入されたのは2002年のことであるが、実際課徴金が賦課された事例が多いわけではない（訪問販売法で十数件程度）。なお、そのほと

多くのケースが訪問販売法における「多段階販売」についてである。ところで、最近「多段階販売」の中で違法性が高いケース2件が摘発され（2011年、2012年）、今までより非常に高い課徴金が賦課された（それぞれ約20億ウォン、約44億ウォン）。このような傾向を受けて、課徴金の賦課基準をより具体化（施行令や告示の形態）するための作業が進められている（2012年法律改正に基づく）。また、電子商取引法による課徴金の賦課例は、今まであまりないが（統計上1件があるとされる）、制度の具体化（後述）によって、今後の活用を増やそうと考えている。なお、割賦取引法の場合は、2010年に制度が導入された点もあり、まだ事例はないが、訪問販売法や電子商取引法のような具体化を図る予定である。

(2) 制度具体化の動向

訪問販売法と電子商取引法は、いずれも2012年2月17日の改正において、課徴金制度の具体化を図っている（同年8月18日から施行）。それは二つの理由によるものである。

1) 課徴金賦課基準の明確化（施行令、告示の制定）

今まで両法では、具体的な課徴金の賦課においては、公正取引法上の賦課基準を準用してきたが、今回の改正において公正取引法を参考としつつ、施行令や告示の形で独自の課徴金賦課基準を制定した（訪問販売法の場合は、告示の制定を準備している）。

2) 要件の明確化（2ステップ→1ステップ）

今まで両法では、課徴金賦課のための要件について、①是正措置（違法行為の中止、義務の履行、是正措置を受けた事実の公表、その他）にもかかわらず違法行為が反復されるか、是正措置だけでは消費者被害の防止が困難であると判断される場合において、②営業停止命令に代わって、課徴金を賦課することができるとしていた。なお、営業停止命令を下す要件は、③是正措置にもかかわらず違法行為が反復されるか、是正措置による履行をしないことである。つまり、営業停止命令の要件（③）が満たされる場合に、課徴金賦課のための要件（①②）が満たされると、営業停止命令に代わって課徴金を賦課する、といった構造である。

今回の改正では、このように2段階になっている（又は重複している）要件を一元化（訪問販売法）又は簡略化（電子商取引法）した。すなわち、「公取委は、営業停止に代わって、課徴金を賦課することができる」（訪問販売法）、又は「公取委は、営業停止が消費者などに著しく不便を与える恐れがあると認める場合は、その営業の全部若しくは一部の停止に代わって、課徴金を賦課することができる」（電子商取引法）、と定められるようになった。

* 課徴金制度の運用状況について

(1) 5000万ウォンを限度額としているが（電子商取引法第34条第1項）、この金額設定に何か理由があるのか。この金額に制裁？としての効果があるのか。

〔回答〕

「5000 万ウォン」という数字は、売上額がないか算定が困難な場合などにおける限度額になる（電子商取引法第 34 条第 1 項）。従って、これが絶対的な限度額とはいえない。ところで、売上額がない場合などの限度額は、課徴金が賦課されるそれぞれの場合において異なる。例えば、公正取引法上の市場支配的地位の濫用の場合は 10 億ウォン（第 6 条）、不当共同行為の場合は 20 億ウォン（第 22 条）、不公正取引行為の場合は 5 億ウォン（第 24 条の 2）、表示広告法上の不当表示広告行為の場合は 5 億ウォン（第 9 条）、といった具合である。電子商取引法や訪問販売法では 5000 万ウォンとなっているが、特にこれを限度額とした理由は 明確ではない。ただ、それぞれの場合における対象になる事業者の経済規模などを考慮した額であるように推察される。

(2) 是正措置と営業停止との関係で、これらの従来制度に比べて課徴金制度が一定の成果を上げているのか。

〔訪問販売法〕

法律違反の抑止効果があると思われる。具体的な課徴金賦課によっては、法律違反による不当な利益より課徴金が高くなる場合も生じうるからである。また、課徴金が営業停止より効果的な規制手段になりうる。例えば、持続的な営業を考えていない（多段階販売業者のような）事業者の場合は、営業停止命令を受けても、既に違法行為で稼いでいるため、営業停止はあまり効果がない。そのような事業者には課徴金がより怖い規制手段になる。さらに、営業停止は異議提起によって当該処分が延期ができるが、課徴金はそれができないから、違法な事業者により効果的な規制手段になる。このような事業者に対しては、今回、課徴金の賦課基準などを具体化したため、これから課徴金制度をより積極的に活用する予定である。一方、（訪問販売業者のように）大きな規模や正常な営業をする事業者の場合は、営業停止がより効果的な規制手段になりうる。

〔電子商取引法〕

2012 年の法改正を準備する中で、事業者たちが課徴金に非常に敏感であることが分かった。例えば、過怠料（過料）にする場合だと 5 百万ウォンに過ぎないケースにおいても、課徴金を賦課すると 10 億ウォンにもなることが可能である。従って、金額の面で過怠料（過料）よりはるかに効果的な規制手段である。また、電子商取引の特性上、営業停止よりは課徴金がより効果的な側面もある。例えば、営業を停止してしまうと、既に契約している消費者が撤回権を行使できないといった問題や、関連する事業者に被害が発生する（例えば、通信販売仲介者の営業停止の場合）といった問題が生じうるから、営業停止より課徴金制度がより効果的である（2012 年改正法でも、「営業停止が消費者などに著しく不便を与える恐れがあると認める場合」を課徴金賦課の要件としている）。今回制度を具体化し、2 ステップの要件を 1 ステップに一元化（簡略化）したため、今後は、是正命令を下し違

反行為がさらにあるかどうかを待たずに、違反行為に対し即時に是正命令とともに課徴金を賦課することが可能になっている。従って、今後の課徴金制度の活用可能性はより高いと考える。

〔割賦取引法〕

営業停止をすると、電子商取引法のように消費者に被害が生じる可能性がある。従って、割賦取引法を違反した事業者に対しては、営業停止より課徴金制度を活用することが効果的であると考えられる。

3. 行政措置と消費者紛争調停制度との連携

(1) 制度の趣旨

(2) 具体的事例

〔回答〕

法律の規定としては、是正措置と消費者被害救済との連携制度となっているが、実際に活用される可能性は低い。この制度は、論理的に「被害救済＋是正措置」が共に進められることを想定したものであるが、消費者は被害救済だけを願う場合がほとんどである。従って、消費者は、まず消費者被害紛争調停機構に行き、そこで被害救済を図ることが多いが、公取委にまず申告した上で、被害救済を申請した場合においても、公取委への申告は、(被害救済に成功したなら)後に撤回することが普通である(公取委が是正措置を免除するというわけにはいかない)。反面、紛争調停(又は訴訟)に行く前に、公取委に申告して公取委の是正措置の結果を得た後、これを紛争調停や訴訟などにおいて活用する消費者もいる。要するに、連携制度の趣旨は首肯できるが、実際の活用可能性は低いと考えられる(実例もない)。ただ、今後、公取委への申告と集団的な被害救済の申請が共に進められるケースは、論理的には想定可能なものである(徐)。

4. その他：是正措置の内容として追加された、「消費者被害予防及び救済制度」の民事法的意義について

〔回答〕

是正措置として被害救済命令を下したとしても、事業者がそれを履行しない場合に、(強制執行のように)直接的にその履行を強制できるような手段はない。ただ、その場合、公取委としては、検察に告発することができるから、刑事的手段によって事業者を間接的に強制することができる。また、公取委の是正措置はマスコミに報道されるから、そこから事業者を心理的に圧迫する効果も期待できる。なお、公取委が被害救済命令を下すこと自体が、問題になった事案についての一種の司法判断(有権解釈)のような役割を果たすと

見ることもできる。実際に公取委の是正措置を紛争調停機構や訴訟における資料として活用する消費者もいる。要するに、行政措置が消費者被害の直接的な救済に繋がるという担保は、今だ制度的に用意されているわけではないが、公取委が被害救済に関与すること自体に、象徴的な意義がある上に、間接的・心理的な効果があるように考えられる（徐）。

二 韓国消費者院

1. 消費者被害に対する救済制度の運用状況

*最近、特に問題になっている消費者被害事例

〔回答〕

- (1) 根抵当権設定費用を消費者に負担させている約款が不公正であると判断した大法院（最高裁）の判断が出され、これに基づき、不当利得返還を求める集団訴訟が全国的に行われている（全国的に約5万名が参加している）。
- (2) ペンションやレンタカーなど、特に夏休みに発生しやすい契約関連問題が多発している（特に解約と関連する問題）。

*最近、若者の消費者被害はあるか

〔回答〕

- (1) 特に男の青少年のオンラインゲームの問題（ゲーム依存症、RMT など）
- (2) 女性対象のキャッチセールスの問題（化粧品など）

*集団的消費者被害救済のための訴訟又は利益剥奪制度は存在するか

〔回答〕

消費者団体訴訟は存在するが、その要件が厳しいため、ほとんど例がない。現在その要件を緩和するための研究やアメリカのclass actionのような制度を導入するための研究が進められている。現在は、多数当事者訴訟としての集団訴訟の形が一般的である（ローファームや消費者団体が訴訟参加者を募集する形）。

*消費者相談の件数

〔回答〕

年間 65 万件ぐらい（韓国消費者院・消費者団体・地方自治体などの統合相談ネットワークが構築）

2. 紛争調停制度の運用状況

* 紛争調停制度の実効性について

〔回答〕

医療紛争の場合、調停案の成立率は70%ぐらいの水準。当事者が受諾し調停が成立した場合は裁判上の和解の効力を持つ（強制執行ができる効力）。調停が受諾しない場合、消費者が訴訟を進めると、韓国消費者院は一定の要件のもと訴訟支援をする制度を運営している（敗訴の場合は弁護士費用の負担なし）。

* 消費者紛争調停制度と訴訟制度との関係（調停重視か訴訟重視か）

〔回答〕

調停重視ではないか。現在は行政部署別に（行政型）ADR 制度を整っているのが現状。また訴訟で解決できない場合も多いから、調停（ADR）がもっと活性化されるべきである。

* 公取委と韓国消費者院との関係（役割分担）

〔回答〕

日本は集約化（消費者庁）、韓国は分権化の傾向にあるのではないかと（韓国消費者院以外にも、最近医療紛争調停院が設立されており、また金融消費者院の設置も積極的に議論されている）。なお、公取委との関係では、韓国消費者院の場合、政策研究・試験検査・被害救済や紛争調停において一定の役割をしており、これは公取委が自らできる業務ではないと考える。従って、韓国消費者院が公取委に吸収される可能性はあまりないのではないかと。